

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 2 月 7 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 26 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 35 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 7 点
 - ③ 語学力 14 点
 - ④ その他学位、資格等 14 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ケニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱病のワクチンは必須ではありませんが、推奨いたします。

6. 業務の背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）政府は、農業開発及び食料安全保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018年～2022年）における重点経済政策の一つに位置付けている。ケニアの農業セクターは、GDPの33%、輸出額の62%、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約2/3を小規模農家が占める主要産業である。さらに地方人口の70%が農業に従事していることから、同国の更なる経済発展のためには地方部における農業セクターの成長が不可欠である。2019年に策定された農業セクター構造転換及び成長戦略（2019年～2029年）（Agriculture Sector Transformation and Growth Strategy：ASTGS）が掲げる3つの柱のうち、第1の柱として小規模農家の収入向上、第2として農業生産量増と高付加価値化に取り組むとしている。これらの実現のために、成長性の高い品目として園芸作物を含む13の優先作物が選定され、中小農業関連企業（アグリビジネス企業）による小農支援、農業・食品加工団地の設立及び運営が構想されているが、原材料である農産物の品質と供給量の確保、そのための幅広い関係者間の連携が鍵とされている。本事業は、農業セクター振興の担い手（生産者、女性や若者を含む農業ビジネス人材、それらを支援する中央・地方政府行政官等）の育成・能力強化を支援することから、上記政策に合致する。

我が国は対ケニア国別援助方針（2012年4月）において、「持続的な経済・社会の発展の促進」の基本方針（大目標）のもと、農業開発を重点分野の一つに定め、園芸作物などの市場ニーズ対応型農業の開発などを支援することとしている。協力プログラム「小規模農民収入向上」では、小規模農家を対象とした市場とのリンケージ強化や意識改革を通じた市場ニーズ対応型農業の推進に加え、加工・流通分野の関係者の能力強化、関連インフラ整備を通じてバリューチェーンを強化するとし、2006年に「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト

(SHEP)」(2006年～2009年)を開始し、農業・畜産・水産省(MoALF ※現在は農業・畜産開発省(MoALD))と農業食料公団園芸作物局(AFA-HCD5)と共にSHEP(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion)アプローチを確立した。続く「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP)」(2010年～2015年)では全国展開を図り、地方分権化に伴い農業普及を含む行政サービスの一義的な提供主体となった地方政府(カウンティ政府)によるSHEPアプローチの活用及び定着を図る「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS)」(2015年2月～2020年3月)の実施に至っている。また、開発計画策定型技術協力「アフリカ地域・北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」(2014年～2017年)により、モンバサ港からウガンダひいてはルワンダ、ブルンジ等へ続く回廊の物流と同回廊沿いの経済発展に寄与するマスタープランを策定した。本事業は、小規模農家への支援のみならず、加工・流通業者等中小アグリビジネス企業に対する支援策の実証及び検証をすることで、農業バリューチェーン全体の強化を図るものであり、我が国及びJICAの協力方針と合致する。

本事業は、ケニアの地方部においてSHEPアプローチを通じた小規模農家の収入向上とアグリビジネス企業活動支援を行うことにより、アグリビジネス支援能力の向上を図り、もって、地方部の生計向上に寄与するものである。

今回実施する終了時評価調査は、2025年12月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2025年2月下旬～2025年3月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、モニタリングシート、関連出張報告書、活動実績資

料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で購入、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を提案する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務(2025年3月下旬~2025年4月下旬)

- ① JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ ケニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びケニア側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びケニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ケニア事務所等への報告に参加する。

(3) 整理業務(2025年4月下旬~2025年5月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を提案する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ② 報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2025年5月23日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２）その他留意事項

1) 宿泊料調整

ケニアでは安全対策措置として 23 時～5 時の空港～市内間の移動を禁止しているため、ナイロビ空港発着時間が 23 時～5 時になる場合で、事務所が指定する空港周辺ホテルに宿泊する場合のみ特別宿泊料単価 22,800 円が適用されます。それ以外に関しては、経理処理ガイドラインの基準単価になります。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年3月29日～4月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現地の慣習（ラマダン）により、現地業務開始日が後ろにずれ込む可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース（ネット環境完備）またはJICAケニア事務所の会議室を提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト モニタリングシート
- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト R/D
- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 専門家

業務完了報告書

- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 第1～3期業務計画書
- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 第2期業務進捗報告書（案）
- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 合同調整委員会協議議事録
- ・ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 中間レビュー報告書（案）

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ケニア国 小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900484_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上